附則第二十七条の表改正前施行規程第百一条の三第一項の項中「同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。」を削る。

別紙様式目次中「別紙様式第45号　任意組合員原票」を「別紙様式第45号　任意継続組合員原票」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府・財務省・厚生労働省令第一号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十四号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のとおり定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

年金特別会計事務取扱規則（平成二十七年内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七貸方科目の項中「地域子ども・子育て支援事業費」を「地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この命令による改正後の年金特別会計事務取扱規則の規定は、平成二十八年度の予算から適用し、平成二十七年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第三十八号

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二十三号中「第四十八条の九の九第四項」を「第四十八条の九の十第四項」に改める。

第一条の十三第一項第一号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

第二条の二第四項ただし書及び第二条の三第三項ただし書中「第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項」を「第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第七項若しくは第八項」に改める。

第二条の三の三第一項第二号中「除く」の下に「。第三項及び第四項において同じ」を加え、同条中第五項を第十一項とし、第四項を第十項とし、第三項を第九項とし、第二項の次に次の六項を加える。

3　給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一　給与所得者の扶養親族申告書等

二　公的年金等受給者の扶養親族申告書

三　法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書（第二条の五において「退職所得申告書」という。）

4　給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

二　前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三　その他参考となるべき事項

5　給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6　第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族申告書等を提出した者が当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者の扶養親族申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7　第四項の規定により同項の帳簿を作成した給与支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第四項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

8　給与支払者は、その受理をした第六項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

第二条の三の六第一項第二号中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条中第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2　公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、当該提出する者から前項に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する公的年金等受給者の扶養親族申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一　公的年金等受給者の扶養親族申告書

二　法第二百二十六条の二第一項に規定する申告書（第二条の五において「公的年金等受給者申告書」という。）

3　公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

二　前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三　その他参考となるべき事項

4　公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5　第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

6　第三項の規定により同項の帳簿を作成した公的年金等支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第三項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

7　公的年金等支払者は、その受理をした第五項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。